

## 審議会等会議録

審議会等の名称	第1回山口市就学援助制度適正化検討委員会
開催日時	令和6年10月10日(木) 10:00~11:30
開催場所	山口市教育委員会 第1会議室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	田畑雄紀、横山順一、佐伯弘明、徳本忠嗣、佐々木奉文、宮崎康生、濱崎美幸 (7人) 敬称省略、順不同
欠席者	安光真裕美(1人) 敬称省略
事務局	石津教育部次長、上田学校教育課長、河村副参事、白木主任主事、河本主事
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 委嘱状交付</li> <li>2 教育部次長挨拶</li> <li>3 検討委員会委員及び事務局職員の紹介</li> <li>4 会長及び副会長の選任</li> <li>5 検討委員会の情報公開について</li> <li>6 検討委員会の運営について</li> <li>7 就学援助制度の現状と課題</li> <li>8 具体的検討項目の確認</li> <li>9 その他</li> </ol>
内容	<p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>開会の辞</p> <p>委員への委嘱状の交付</p> <p>教育部次長 挨拶</p> <p>委員及び事務局職員の紹介</p> <p>会長及び副会長の選出について、山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱に基づき説明</p> <p>〈委員〉</p> <p>山口市就学援助制度適正化検討委員会設置要綱第5条に基づき、会長に田畑雄紀委員、副会長に横山順一委員を互選により選出</p> <p>〈会長〉</p> <p>就任挨拶</p> <p>〈会長〉</p> <p>それでは、私のほうで会議を進めさせていただきます。</p> <p>検討委員会の情報公開について</p> <p>まず、議事の1、検討委員会の情報公開について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>本市ではこうした審議会というのは、原則公開にしております。この検討委員</p>

<p>検討委員会の運営について</p>	<p>会も公開にしたいと思っております。議事録を委員さんのお名前は伏せた形でホームページ等に掲載しようと考えております。掲載前には委員の皆さんに、議事録を事前確認していただいて、ご本人の内容に齟齬が無いかご確認いただこうと考えております。以上です。</p> <p>〈会長〉</p> <p>ただいま事務局より説明がありましたが、なにか質疑はありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>〈会長〉</p> <p>それでは、本委員会は原則公開することとします。ただ非公開すべき事案と判断した時は皆様にお諮りをして決定することといたします。</p> <p>続きまして、議事2の会の運営について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>それではお手元の資料1をご覧ください。</p> <p>本市の就学援助適正化検討委員会につきましては、開催回数を概ね3回を予定しております。3回の中で山口市就学援助制度の適正化にかかる提言書を山口市教育委員会の方に提出していただく事で、終了を予定しております。この委員会の開催予定ですが、本日が第1回目となりまして、現状把握をしていただき、具体的な検討項目の確認をさせていただけたらと思っております。あとは11月の末から12月上旬くらいに第2回目を、2月頃に第3回目を開催させていただき、制度の在り方、および具体的な検討項目に関する、御審議をいただきまして、資料3として先ほどお配りしております前回の令和2年度の提言書になるのですが、そのような形で3月上旬頃に提出していただく形で、終了したいと考えております。以上でございます。</p>
<p>就学援助制度の現状と課題、具体的検討項目について</p>	<p>〈会長〉</p> <p>以上事務局より説明がありましたが、何か質疑はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事3の就学援助制度の現状と課題について、合わせて議事4、具体的検討項目の確認について事務局より説明をお願いします。</p> <p>〈事務局〉</p> <p>本日は7名の委員さんに検討委員会に御参加いただいております。前回4年前にご参加いただいて就学援助のことはよくご存じの方もいらっしゃると思いますが、初めての方も多くいらっしゃいますので、過去の検討委員会の審議内容や本市の現状と検討いただきたい項目について資料2にそって説明させていただきたいと思っておりますので、皆様、資料2を御覧ください。会長さんの後ろの方にもパワーポイントで表示をしております。</p> <p>それでは資料2の1ページ、制度の根拠についてを説明させていただきます。冒頭の挨拶で申しましたように、就学援助制度は、学校教育法の第19条に基づいて、「経済的に就学困難な児童生徒を市町村は支援すること」となっておりますの</p>

で、各市町村単位で制度を運用しています。

次に資料の2ページ、対象者についてを御覧ください。本市の就学援助の対象者につきましては、要保護者と準要保護者の2種類に分かれております。要保護者というのはいわゆる生活保護を受けていらっしゃる方で、準要保護者につきましては、要保護者に準ずるもので生活に困窮している方で、山口市の就学援助を受けている方の大半は準要保護者にあたる形となっております。

次に資料の3ページです。本市の就学援助制度の対象者の要件としては、資料に記載している1から3までがあるのですが、まず1として、収入が一定の基準以下であるということで、本市の認定基準を下回れば、援助の対象になります。2がこの①から⑥で記載しているように、児童扶養手当を受給している方や、市民税が非課税の方、個人事業税や固定資産税、国民健康保険料のいずれかが減免がされている方、世帯の被保険者全員の国民健康保険料が全額免除されている方、生活福祉資金の貸し付けを受けている方、もともと生活保護を受給されていた方で、最近になって生活保護が廃止になった方を対象にしております。1、2とは別に3は、例えば今年度で言うと、令和5年度まではしっかりと働いていたけど、令和6年度の途中で病気や失業等により急に仕事が無くなって、収入が無くなってしまった方等に対応した形で就学援助を認定しています。

続きまして4ページを御覧ください。本市の就学援助の援助内容を一覧表にまとめております。本市は全国的にも珍しく、区分を3つに分けて就学援助制度を行っております。先ほどの3ページにありました、2番に該当する方は区分1になります。収入による審査によって審査する際は、生活保護基準より需要額を算定し、世帯収入と比較し認定を行い、区分によって支給内容が異なる形となります。現在は、平成24年12月時点の生活保護基準を使用して、需要額と世帯収入を比較してやっております。

ここで一つ情報提供になるのですが、国の補助制度である、特別支援教育就学奨励費では、需要額の算定に平成24年12月時点の生活保護基準を使用していましたが、令和6年度より、最新の生活保護基準を使用することに変更になりました。

本市の就学援助につきましては、令和6年度も同様に平成24年12月時点のものを使用している状況です。

次に5ページです。もともと就学援助は国の支援が各自治体にあったのですが、平成17年度に廃止され、各市町村で認定基準や支給内容を決めて実施するようになりました。そのため、限られた財源の中で、真に支援が必要な人にどのように支援を行っていくか、平成19年度より検討委員会を開催して制度の適正化を図ってきました。過去、平成19年度から今までで5回ほど就学援助制度適正化検討委員会を開いております。

6ページ以降に、これまでの検討委員会での検討内容と結果を記載しております。まず平成19年度は、需要額を算定する上で、所得基準を用いるか収入基準

を用いるかについて検討し、生活保護は収入を基準にしているため、所得基準から収入基準に変更しました。山口市は先ほど区分を3つ設けているとお伝えしましたが、その検討委員会で、認定か非認定かだけだと、もらえるかももらえないかで、大きな差があるということで、収入条件に応じた段階的な支給が適切と考えられるという意見をいただきましたので、収入に応じた3区分を導入いたしました。

次に、平成23年度に移ります。7ページを御覧ください。3区分を設けるときに、需要額算定に用いる生活保護基準の掛け率を、区分1は1.3倍、区分2は1.5倍、区分3は1.87倍という形で段階的にやっていたのですが、そこが適切かどうかという御検討をいただいて、援助は適切に段階的になっているということで、継続するという形になりました。また、需要額算定に用いる住宅基準額を、持家だと1万3千円、借家だと4万円で、差異があったのですが、これを区別するかしないかを検討しました。持家も借家も大きく差異はないため、一律の加算をするかという意見は出ましたが、差異は必要ということで、継続して区別することになりました。それから、山口市が支給している品目に追加して例えばクラブ活動費や生徒会費、PTA会費等、学校に通う中でかかってくる費用は他にもありますので、その費用を支給品目に加えることはどうかという意見が出たのですが、一律に支給することが困難ということで、他市の動向を注視という形で、ここでは加えることはしませんでした。

次に8ページを御覧ください。平成26年度も平成23年度と同様の課題が出てきて、持家と借家の区別が適切かどうかを御検討いただき、差をつけるのは合理的な理由に乏しいということで、住宅基準額については、持家と借家を同様の加算をするように変更しました。

次に平成29年度の説明に移ります。9ページを御覧ください。本市は区分を3つ設けているのですが、区分3までというのはかなり多くの人を就学援助の対象になっていますので、区分3を廃止するかどうかということについて御検討いただきました。区分3は真に支援が必要な世帯にあたらないため、見直しが必要という御提言をいただきましたが、3区分方式は継続という形にしました。また、新入学学用品前倒し支給の導入の是非ということで、もともと新入学学用品費は、小学校の新1年生、中学校の新1年生に入学の時に、まとまった金額を一定程度支給していました。新1年生になって7月末に支給していましたが、もうかかった後になってしまうということもありましたので、入学の前に支給することで、経済的に困難な家庭がスムーズに準備ができるという御提言をいただき、前倒し支給を導入いたしました。また、支給品目ごとの支給額の妥当性ということで、先ほど一覧表の中で、金額等を記載していましたが、その金額が妥当かどうかということをお審議いただき、国の予算単価への見直しが必要という提言をいただきましたので、国の予算単価に変更しました。

次に10ページです。これが令和2年度に開催いたしました、検討委員会の内

容になるのですが、支給品目ごとの支給額の妥当性ということで、先ほど学用品費や給食費等、支給品目や支給金額が妥当か御審議いただきました。その中で、卒業アルバム代が小学校6年生と中学校3年生にかかってくる部分があり、なかなか高額なものになって、買えない家庭というのも一定数いるので、その支援の検討が必要だという御提言をいただきましたが、支給額の変更はいたしませんでした。また、オンライン学習通信費の支給品目の追加ということで、令和2年度から自宅にタブレット端末等を持ち帰っての自宅学習を進めておりますが、自宅学習を行うためには、Wi-Fi環境の整備や通信費等がかかってきます。その通信費等の保護者負担が生じるため、支援が必要という御提言をいただきまして、就学援助世帯には補助金という形で令和3年度より支給を開始しております。

では次に11ページを開いてください。ここから本市の現状を、グラフ等を用いて説明させていただきます。

まず、児童生徒数と支給率の推移ということで、棒グラフが本市の児童生徒数、折れ線グラフが就学援助の支給率となっております。児童生徒数につきましては、平成25年度から令和5年度までのおよそ10年間で減少しています。合わせて支給率も、児童生徒数が減るに合わせて、減ってきており、もともと平成25年度は30%近くが就学援助受給世帯だったのですが、昨年度は17%と20%を切っている状態となっております。

次に資料の12ページを御覧ください。支給額の推移ということで、本市の就学援助費の支給額の推移を示しております。児童生徒数の減少、支給率の低下に伴い、平成25年度は2億7千万円ほどの支給がありましたが、減少していき、現状本市の就学援助費としての支給額は1億7千万円ほどになっているということになります。

次に13ページを御覧ください。区分別受給者数の推移ということで、平成25年度から令和5年度までを示しております。グラフの上の数字が就学援助を申請された人数になります。一番下の黄色のグラフがその内、区分1に認定された人数、赤が区分2に認定された人数、青色が区分3に認定された人数、一番上の茶色に近いオレンジは申請したが認定されなかった人数というのを示しています。児童生徒数の減少に伴い、申請者数自体も減っては来ており、児童生徒数の減少よりも高い割合で申請者数が減ってきております。認定者の中では区分1の割合がもともとは60%~65%近くだったのですが、近年は70%近くまで上がってきている状態になります。

次に資料の14ページを御覧ください。県内他市との支給率の比較になります。県内他市で就学援助制度は一律に同じ条件ではないのですが、各市で認定者の割合がどのくらいいるのかというのを示しております。本市は赤い棒グラフで示したように、上から5番目の支給率となっております。右側の方に水色と青で示した、山口市という棒グラフがあるのですが、こちらがもし区分3を廃止した時は水色、区分3と2を廃止して、区分1のみにした時は青色の支給率になります。

区分3、区分2を廃止すると、下から3番目程度になるということになります。

次に15ページを御覧ください。生活保護基準の推移ということで、表とグラフで示しております。まず表で世帯構成のモデルケースを示しております、その世帯構成の時の生活保護基準を棒グラフで示しております。青い棒グラフが平成24年12月末時点の生活保護基準で、現在本市が就学援助認定のために使っている生活保護基準になります。緑色が令和2年10月時点の生活保護基準で、赤色が令和5年10月時点の生活保護基準になります。本市は今、青色で計算をしているのですが、最新の生活保護基準だと赤色のところになります。そのため、最新の生活保護基準は平成24年12月時点より、約1割程度下がっています。しかし、6番にあたるモデル世帯の母親が49歳で小学校4年生のような世帯構成になると、生活保護基準が、最新のもののほうが上がってはいるのですが、この世帯は児童扶養手当を受けられている世帯になりますので、別要件で就学援助には認定されている世帯になって、収入要件で見えない世帯になります。

次に資料の16ページを御覧ください。基準変更後の認定推移ということで、生活保護基準を平成24年12月、令和2年10月、令和5年10月時点のものを使用した時の認定基準の推移を示しております。モデル世帯を2パターン示しております。まずこの1のモデル世帯だと、現状平成24年の12月時点だと、世帯年収が568万円までであれば、就学援助に認定されるということになります。もしこれを最新の令和5年10月時点の生保基準を使った場合だと、507万円まで下がるので、世帯収入が507万円以下だったら受けられます。そのため、もし世帯の収入が550万円であれば、現状では就学援助を受けることができるのですが、もし基準を最新の基準に変えた場合だと、就学援助を受けられなくなるということです。これをモデル世帯2パターンで示しています。

次に資料の17ページを御覧ください。保護者負担額と就学援助費ということで、昨年度、各学校に調査をかけて、保護者負担額を調査しまして、この表を作成しました。学校徴収金と記載があるところの学用品費というのがいわゆる校納金になり、他にPTA会費等を示しております。右側の就学援助費というのが、本市の就学援助で支給している金額になります。小学生は学用品費として一律16,300円、中学生は27,900円を定額で支給している次第です。小学校1年生と中学校1年生については、新入学学用品費ということで、別で支給しています。保護者負担額の学校徴収金以外のところは、やはり小学校1年生、中学校1年生は制服の準備等、新入学にかかる費用が多いため、金額が高くなっております。

次に18ページを御覧ください。これらのことを踏まえまして、本ページに現行制度の課題を記載しております。まず本市の課題として1つ目が、平成25年度から国が生活保護基準を段階的に見直す中で、本市では先ほども申しましたように、平成24年12月末時点の生活保護基準額を用いて、就学援助の認定をしております。ですが、社会経済水準において、現在の認定基準というのが適正と

質疑応答

なっているかの検討が必要だと考えております。2つ目に、真に支援が必要な世帯に適切な援助内容、支給品目や支給金額となっているか、再検討が必要だと考えております。先ほどのページでも示したように、学校の就学にかかる費用に対して、就学援助費がしっかり援助になっているかどうか、というところを御検討いただければと思います。

そこで、19ページに、検討項目の案を上げております。まず需要額算定上の課題、いわゆる就学援助の認定するときの課題として、先ほども上げさせていただいたのですが、平成24年12月末時点の生保基準を現在使用しておりますが、それを最新のものに変更するのか、はたまたこのままでいくのかについて、御検討いただければと思います。2つ目が援助の在り方に関する課題ということで、支給品目、及び支給額の妥当性、主には学用品の支給額の検討ということで、本市が定額で支給しています、学用品費が、学校徴収金等と比較して適正かどうかについて、検討いただければと思っております。

以上で説明を終わります。

〈会長〉

以上、事務局より説明がありましたが、これらのことに関しまして御意見、御質問等、ありますでしょうか。

〈委員〉

真に支援が必要な世帯に適切な支給品目と支援金額というところの検討については、4ページにある、この一覧にある内容の給食費から医療費のところまで全部ということでしょうか。それとも今言った学用品費に限定されるのでしょうか。

〈事務局〉

基本的には全てで御検討いただき、主に学用品費をメインにやっていただきたい。支給品目の追加等もたくさん意見をいただけたらと思います。

〈委員〉

令和7年、8年の修学旅行の見積を取っているが、値段が高騰しているため、学用品費だけでなく、この辺りも検討させていただけたらと思います。

〈事務局〉

ここ何年かの実績等を含め、来年度以降の見積を学校から聞きながら、次回までに資料として準備したいと思っております。

〈委員〉

ちょうど今の中学校1年生が再来年度、修学旅行を実施する際の見積りを今とっているのですが、各社ともやっぱり、7万5千円とか、8万円近くという金額です。新幹線代、バス代がものすごく上がっています。運転手の確保も難しいため、追加経費がかかる可能性もあるので、ちょっとこれは急ぎ検討していただきたいと思います。

〈事務局〉

資料4を御覧ください。本市は修学旅行費を国が定めている予算単価と同じ金

額でやっております。先ほど申しました金額の資料を作成し、修学旅行費を本市独自の金額で定めるかどうかを御審議いただけたらと思います。

〈委員〉

国が定めた予算単価というのはいつの予算単価でしょうか。

〈事務局〉

令和6年度の予算単価になっており、記載の金額が上限になっております。

〈事務局〉

修学旅行については、いわゆる赤本というのがあるのですが、その中の条例で、途方もない安い金額で設定されている。ドライバーの制度も変わったりして、何時間以内というのもあって、二人制になっていたり、かなり変わっているので、調査研究させていただいて、御審議していただきたいと思います。

〈委員〉

学校から上がってきたものをこれまで支給してきたということなのですが、上限を超える学校はあるのでしょうか。また、超えた場合は保護者自己負担になりますか。

〈事務局〉

小学校の方につきましては、どうしても人数が少ない学校になると、バス代等の一人当たりの単価が上がってくるので、何校か最近超えている状態です。超えた場合は、保護者の自己負担になります。

〈会長〉

皆さん、いかがでしょうか。修学旅行の件でももちろん構いませんし。申し上げましたように需要額算定に用いる生活保護基準の変更や、学用品費の単価について等、御意見ありませんか。

〈委員〉

最近いろいろなものが値上がりしているということもあるので、見直すかどうかは別にしても、単に昨今の物価の上昇を鑑みれば、学用品費や、校外活動費等も同じように、審議していく必要があるのではないかと思います。

〈会長〉

令和5年度のデータ、比較的最近まではあるかなと思うのですが、4月10月とどんどん値上がりしているので、細かい額の調整が可能であればやっていただきたいと思います。

〈事務局〉

本市の学用品費の支給額というのは、小学校だと16,300円、中学校だと27,900円と定めているのですが、国の予算単価を元に決めているというのではなく、本市独自で今決めている金額になります。この金額が、平成21年度から、この金額になっております。学校も学校徴収金はこの学用品費を目安に決めている学校も多いです。

〈会長〉

金額の変更だけではなくて、支給品目等についても御意見ありますか。

〈委員〉

卒業アルバムというのは値上がり傾向に無いのですか。

〈委員〉

少しずつ単価は上がっております。

〈委員〉

一律に卒業生は購入しているのですか。

〈委員〉

購入希望をとり、保護者の意向を確認しています。ほとんどの家庭が購入しています。

〈委員〉

業者選定に当たっては、今の4年生が5年生になるときの案内で3社から見積もりを取って、一番、要するにこちらの事情にあったものを安くやっていただけたところを選ぶ形にしています。ただ、見積りをした時に、今年行った修学旅行生と2年後に行く子どもたちの単価は、明らかに3,000円くらい変わってきている。卒業アルバムについても同様の傾向が出てきています。

〈会長〉

その他、ありますでしょうか。区分3で認定される収入基準が基本的に高いと感じています。資料2の16ページに該当します、平成24年12月時点で計算されているところです。モデル1の区分3は、560万円収入となると、公務員の年収くらいあるように思います。そのため、大半の方が援助を受けることができるような金額ではないかなと感じています。これが本当に支援を必要とする世帯として、適切かどうかというところが、僕自身は疑問に思う次第ではあります。

〈委員〉

私もこの基準は高いなど、率直に感じました。ただ、収入が増えてなく、支出が増えている状況のため、検討していく必要があると感じたところではあります。卒業アルバムについても要らないという人も増えてきている中で、本当に作るべきなのかという、そういった検討もしていく時代になってきたかなと思いつつも、今やっぱり作っている学校はるかに多いので、支給品目に追加していただけたらと思う気持ちがあります。

〈会長〉

卒業アルバムがもし、費用の面で買えないということが出てくると、卒業式等でみんなが盛り上がっているときに、一人だけないのかということになると、非常に気まずい思いをすることは、すごく良くないことだと思うので、支給品目に追加する検討をしてもいいと感じています。逆に区分3の給食費はちょっと多いかなと感じています。どこか増やせばどこか減らすという調整は必要ではあるかなと思うので、支出すべき部分と相殺できる部分というものも検討というか、選別

というところもちょっと必要ではないかなと思っています。では皆さんも、資料を御確認いただき、次回までに、ここは削った方がいいのではとか、ここはというような、意見等を考えていただけたらと思います。

〈事務局〉

区分3のところは、確かに公務員の方も入られる方はいらっしゃるというのはこちらでシミュレーションした時にあります。

〈会長〉

区分3の1.5から1.87倍を1.7倍にするとかというような検討は出来ないものなのではないでしょうか。1.87倍というのはちょっと中途半端な数字なのですが、なにか意味があつてこの数字なのではないでしょうか。

〈事務局〉

平成19年度の検討課題でありました、需要額算定を所得から収入に変えたときに、所得の1.3倍以内の認定者のほとんどが認定にできる倍率が収入の1.87倍でありました。そのため、少し中途半端になっています。1.87倍を1.7倍にすると、どのくらい影響が出るのかということを、次回までに資料作成したいと思います。併せて、需要額算定に用いる生活保護基準を平成24年12月時点から令和5年の10月時点に変えたときに、どのくらい影響が出るのかも示したいと思います。

〈会長〉

生活保護基準そのものが、昔の基準を使ってらっしゃるので、それを今の基準に合わせるというのは理解がしやすい部分かなと思っています。基準を変更したシミュレーションを見ても、区分3は、560万円から500万円に変わりますし、差が60万円くらいになりますので、支給されるのは給食費の半分ということで、月額2,300円くらいになるかと思いますが、金額的にも、大丈夫なのではないかとは思いますが、どうなのでしょう。

〈事務局〉

今年から小学校、中学校、ともに給食費が市内で統一されまして、小学校は1食240円、中学校は280円かになりまして、1人あたり年間5万円程度かかり、その半額の援助になります。

〈会長〉

子どもが多いと給食費も増えるため、第3子以降は援助ということがあってもいいのかもしれない。

〈委員〉

会長がおっしゃられたように、3人目以降については援助するというオプションで、子どもが多いところには少しだけでも援助するという案にもつながるかなと思います。

〈事務局〉

直近5年分程度の区分3に認定されている世帯の子どもの人数を次回までに資

料として作成しておきます。

〈委員〉

資料を見て疑問に思ったのは、受給者数が、子どもが減っている以上に支給率も減っているという話があるかと思うのですが、もともと原因について何か心当たりとかあるのでしょうか。金額にして1億円くらい減っています。原因として、何かありますか。

〈事務局〉

憶測になりますが、晩婚化によって、出産年齢が上がっているため、子どもの就学時の世帯収入が高いことも考えられます。

〈事務局〉

もう一つは制度を知らない人がいるのかもしれない。

〈事務局〉

今年から電子申請を始めて、窓口に来なくても申請できるようにしました。申請に行く時間がない人も申請できるシステムは作りました。周知にいいアイデア等があれば教えていただきたいと思っております。

〈委員〉

周知は絶対必要、知らないからということはありません。

〈委員〉

小学校入学前にチラシ配布や、四月の学校だよりで、必ず、まだお済でない方は済ませていますかとか、全部の学校で言っていますので、周知の方はいっていると思います。そのため、手続きの簡略化の方に進むとさらにいいなというふうに思いました。周知は本当によくやられていると思います。だから関心のある方にはちゃんと届いていると思うのですが、手続きの手間や、足を運ぶ手間というのは多少、あるかもしれません。

〈事務局〉

市の福祉との連携もさらに進めて周知をしていきたいと思えます。

〈会長〉

就学援助制度というのは、勉強を教えてくれる制度と思っている保護者もいるように思えます。ですので、分かりやすい言葉で、給食費や、学用品費、学校にかかる費用が援助されますよというみたいに優しい言葉で、書き直して書いてもらうと、目を引きやすいかなとは思っています。

〈事務局〉

周知の文言については検討していきたいと思えます。

〈委員〉

モデル世帯を示されていますけれども、年収が500万円以下ならどの世帯も認定されるというわけではないですね。

〈事務局〉

世帯構成や年齢によっても変動します。

	<p>〈委員〉 だからこの例は、無数まではいかないけど、かなりでてくるんですね。</p> <p>〈事務局〉 その通りです。</p> <p>〈会長〉 意見が出尽くしたということで、事務局の方にお返ししたいと思います。</p> <p>〈事務局〉 会長、ありがとうございました。そして委員の皆様方も貴重な意見をありがとうございました。次回に向けてしっかりと準備を進めていきたいと思っています。それでは次回の会議についてです。</p> <p>次回開催日程については11月末から12月上旬ごろにお願いしたいと思っています。日時はまた改めて事務局よりご案内させていただきます。次回の議題については、検討項目の需要額算定上の課題及び援助の在り方に関する課題について御審議いただきたいと考えております。</p> <p>事務局の方で、これら他市の支給状況の調査や基準の変更を行った場合の影響について試算がありますので、その結果に目を通していただき、第2回目の検討委員会で御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>以上を持ちまして、第1回山口市就学援助制度適正化検討委員会を終了させていただきます。</p> <p>長時間のご審議、どうもありがとうございました。</p>
会議資料	<p>第1回山口市就学援助制度適正化検討委員会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 【資料1】 山口市就学援助制度適正化検討委員会の運営について（案）</li> <li>・ 【資料2】 山口市の現状と課題</li> <li>・ 【資料3】 山口市就学援助制度の適正化に向けた提言書（令和2年11月）</li> <li>・ 【資料4】 令和6年度要保護児童生徒援助費補助金予算単価等一覧</li> <li>・ 【資料5】 就学援助制度お知らせプリント</li> </ul>
問い合わせ先	<p>山口市教育委員会 学校教育課 学務担当</p> <p>TEL 083-934-2862</p>